

宮崎学園短期大学教職員・学生連絡協議会規程

第1条 本校に教職員と学友会との意見交換、連絡、調整（以下「協議」という）を行う組織として教職員・学生連絡協議会を置く。

第2条 本会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 学生生活上の諸問題について
- (2) 学友会行事について
- (3) 課外活動全般について
- (4) 代議員会、学友会総会決議について
- (5) その他

第3条 本会の出席者について次のとおりとする。

- (1) 学友会会長、副会長ほか学友会会長の指名する学生若干名。
- (2) 学生部長、学友会顧問ほか学生部長の指名する教職員若干名、なお学長は随時出席する。
 2. 議長は学生部長とする。

第4条 本会は各学期毎に開催することとする。但し、学長、議長及び学友会会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2. 本会の召集は議長が行う。

第5条 本会の協議結果は本会議長を通じて教授会に報告されなければならない。

附 則

本規程は、平成23年4月1日より施行する。